

改正

平成30年3月28日教委告示第3号

雫石町埋蔵文化財事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する埋蔵文化財のうち、雫石町内における開発等の事業により破壊されるおそれのあるものを保護するために行う事務について必要な事項を定め、もって町内における埋蔵文化財の保存及び活用を図り、町民の文化の向上と発展に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の規定により雫石町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保護する埋蔵文化財は、次のとおりとする。

- (1) 原始・古代から近世までの時代のもの
- (2) 近代から現代までの時代のもののうち、特に町の歴史の理解に欠くことのできないもの
(試掘調査の実施等)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する土地（以下「対象地」という。）において、開発等の事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）がいる場合、埋蔵文化財の有無を確認するため、あらかじめ試掘調査を実施するものとする。

- (1) 法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内の土地
 - (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接し、又は30m以内の距離に位置する土地
 - (3) 対象地の総面積が3,000m²以上で、かつ、地形等の特徴により埋蔵文化財が存在する可能性のある土地
- 2 教育委員会は、試掘調査の計画及び実施に当たっては、事業者はその目的と必要性を説明し、十分な理解と協力を求めるものとする。
 - 3 試掘調査は、対象地の総面積の概ね5%について実施するものとする。
 - 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項に規定する試掘調査に代えて工事中の立会いを行うものとする。
 - (1) 対象地及びその近隣において過去の試掘調査等（第1項の規定による試掘調査、この項の規定による立会い又は次項の規定による指導をいう。以下同じ。）の結果、埋蔵文化財が存在

しない可能性が高いことが確認されている場合

(2) 対象地が狭小で通常の試掘調査が実施できない場合

(3) 埋蔵文化財を損壊しない範囲内で工事が計画されている場合

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して慎重に工事するよう指導するものとする。

(1) 対象地において既に発掘調査が実施されている場合

(2) 対象地において過去の試掘調査等の結果、埋蔵文化財が存在しないことが確認されている場合

(協議、指導及び助言)

第4条 教育委員会は、試掘調査等の結果、埋蔵文化財が確認された場合は、関係法令の定めるところにより処理するとともに、事業者と協議をし、開発等の事業計画を調整の上、記録保存のための発掘調査（以下「緊急発掘調査」という。）の実施、現状保存その他埋蔵文化財保護に係る措置について指導し、必要な助言を行う。

(発掘調査の実施)

第5条 事業者は、前条の規定に基づき教育委員会が緊急発掘調査の実施を指導したときは、発掘調査を実施するものとする。ただし、教育委員会は、事業者が行う発掘調査又は当該調査担当者について、不適切であると認めるときは、その改善又は中止を命ずることができる。

2 教育委員会は、事業者が発掘調査を実施する能力に欠けると認めるときは、対象地の面積、発掘調査を行う期間及び学術等諸条件を勘案し、事業者の委託を受けて発掘調査を実施し、又は発掘調査を実施するに足る調査体制を有する組織（以下「調査組織」という。）に発掘調査のあっせんをすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、当該発掘調査が国庫補助事業の対象となる場合は、教育委員会が発掘調査を実施するものとする。

(事業者が実施する発掘調査)

第6条 教育委員会は、事業者が自ら発掘調査を実施する場合は、事業者に対し指導及び監督を行うものとする。

(発掘調査の委託契約)

第7条 事業者は、教育委員会が発掘調査を実施することを決定したときは、緊急発掘調査に関する委託契約を締結するものとする。この場合において、委託料は、第3条の規定による試掘調査をもとに算定した額とする。

2 前項後段の委託料は、全額事業者の負担とする。

(国庫補助事業)

第8条 教育委員会が国庫補助事業により発掘調査を実施する場合は、事業者の経費負担を求めないものとする。

(調査組織による発掘調査)

第9条 教育委員会は、調査組織が発掘調査を実施する場合は、調査組織に対し指導及び監督を行うことができるものとする。

(出土品の保管活用)

第10条 発掘調査による出土品は、関係法令の定めるところにより処理するものとする。ただし、教育委員会は、郷土学習等広く町民の公共の用に供するため、その全部又は一部を保存管理し、その活用を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日教委告示第3号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。